

表3

定期検査手数料一覧表

(定期検査は天津市の区域を除く)

令和7年4月1日施行

種 類 別 能 力 別	機械式はかり		電気式はかり・光電式はかり	
	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)
棒はかりまたは光電式以外の ばね式指示はかり(直線目盛に限る)	270円	—	—	—
ひょう量が100kg以下のもの	500円	1,000円	1,500円	3,000円
ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	900円	1,800円	1,800円	3,600円
ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	1,600円	3,200円	2,300円	4,600円
ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	2,100円	4,200円	3,200円	6,400円
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,800円	7,600円	3,800円	7,600円
ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	7,100円	14,200円	7,100円	14,200円
ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	11,000円	22,000円	11,000円	22,000円
ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,300円	30,600円	15,300円	30,600円
ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,500円	39,000円	19,500円	39,000円
ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	22,000円	44,000円	22,000円	44,000円
ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	30,400円	60,800円	30,400円	60,800円
ひょう量が50トンを超えるもの	52,300円	104,600円	52,300円	104,600円
分銅、定量おもり、定量増おもり	1個につき10円			

- 注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額(B)欄は、(A)欄に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 知事が指定する場所以外の場所で定期検査を行う場合(注3に規定する場合を除く。)にあっては、当該定期検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該定期検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。
- 3 知事が指定する場所以外の場所で質量計(ひょう量が500kg以下のものに限る。)の定期検査を行う場所において、この表に定める手数料の金額に、質量計の数が3台以下であるときは1,000円を、質量計の数が3台を超えるときは1,000円に3を超える質量計の数に300円を乗じて得た額を加算するものとする。

手数料の納付方法: 質量計にあっては指定定期検査機関(一般社団法人滋賀県計量協会)が指示する方法による。